

第11章 地域保健体制の整備

1 市町保健センター

(1) 現状と課題

- ・住民に身近で利用頻度の高い保健サービス及び福祉サービスは、最も基礎的な自治体である市町が、地域の特性を十分に発揮しつつ、住民のニーズを踏まえた上で、一体的に実施できる体制を整備することが必要です。
- ・市町保健センターは、地域住民の健康の保持・増進を図るため、住民に対する健康相談、保健指導、健康診査等の対人保健サービスを行っており、市町保健活動及び健康づくりの拠点施設として機能を発揮できるよう機能強化を図る必要があります。
- ・少子高齢化の更なる進展や人口減少による人口構造・生活スタイルの変化、がん、循環器疾患の増加により、保健事業の効果的な実施や高齢化社会に対応した地域包括システムの構築が必要です。
- ・地域保健を取り巻く状況の変化から、行政サービスの充実だけでなく、学校・企業等の地域の幅広い主体との連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進し、住民が健康づくりに取り組める環境を整備することが求められています。
- ・住民のニーズの変化に的確に対応するため、地域における保健、医療、介護、福祉等とそれぞれの施策間での連携及びその体制の構築が重要になっています。
- ・平成20年度から特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務付けられたことに伴い、市町では生活習慣病予防対策を効果的に推進するために、医療保険者である国保部門と地域住民の健康問題を担当する保健衛生部門の協働した活動が求められています。

(2) 対策

- ・市町は、多様化する住民のニーズに的確に対応したサービスが提供できるよう保健サービスの質的・量的確保や保健サービスを提供する施設・設備の充実に努めるとともに、一層のサービスの質の向上を図るため、必要な人材の確保と資質の向上に努めます。
- ・健康づくりの拠点として、地域のNPOや民間団体等に係るソーシャルキャピタルを活用した事業の展開に努めます。また、ソーシャルキャピタルの核となる人材の育成等地域の健康づくりの推進に努めます。
- ・高齢者対策担当部門や介護保険制度との連携を密にし、健康増進事業と介護保険事業の有機的かつ連続的な運用に努めます。また、地域の医師会の協力のもとに、かかりつけ医との連携及び協力体制を確立するとともに、高齢者の生涯を通じた健康づくり対策、介護予防対策及び自立支援対策を強化し、介護等を必要とする高齢者を早期に発見し、必要な介護サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムづくりを推進します。
- ・保健、医療、福祉の連携を図るため、社会福祉施設等との連携や協力体制の確立、総合相談窓口の設置、保健と福祉の担当者の情報交換等、保健と福祉の総合的機能を整備します。
- ・市町保健センター、保健所、福祉事務所等の行政機関や地域包括支援センター、医療機関、薬局、社会福祉施設、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等の施設を結ぶ地域特性に応じたネットワークを整備します。

- ・特定健診・特定保健指導を円滑に実施するため、国保部門と保健部門との協働を更に推進します。

2 保健所

(1) 現状と課題

- ・県内では、県設置6保健所と松山市設置1保健所の計7保健所が運営されています。
- ・保健所は、結核、エイズ等の感染症対策、難病患者等に対する地域ケア対策、健康増進、生活衛生等、地域住民の保健水準の向上、精神保健等の地域保健活動を行っており、公衆衛生の専門機関としての役割を担っています。
- ・近年は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症、食の安全対策、自然災害等に適切に対応するための健康危機管理体制の強化、さらには、自殺予防やひきこもり等の精神保健福祉対策、生活習慣病の予防や治療を中心とした地域医療連携対策の構築等について、機能の強化が求められています。
- ・住民に最も身近な市町の役割が一層重要になっていることから、保健所は、市町との役割分担を明確にしつつ、専門的・技術的な支援に努めるとともに、広域的な調整機能を担う必要があります。
- ・保健所は、地域における健康危機管理の拠点として、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーションを行う機関であり、健康危機発生時においては健康危機への対応のみならず、健康づくりなどの地域住民に不可欠な保健施策を提供し続けることが必要であることを踏まえ、平時から健康危機に備えた準備を計画的に推進することが求められています。
- ・医師不足等の地域医療の課題に対応するため、医療機関を含む関係機関との連携、管内医療提供体制の整備・充実のための調整等、地域医療の確保に主体的に取り組むことが求められています。
- ・住民のニーズの変化に的確に対応するため、地域における保健、医療、介護、福祉等とそれぞれの機関・施策間での連携及びその体制の構築が重要になっており、保健所は、保健・医療・福祉の連携に係るコーディネーターとしての役割が求められています。
- ・保健所は、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）を踏まえ、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成19年7月20日付け健総発第0720001号厚生労働省健康局総務課長通知）により、医療計画の策定・推進等には積極的な役割を果たすことが求められています。

(2) 対策

- ・保健所は、地域における健康課題等の把握と分析に努めるとともに、関係機関と積極的に情報交換を行い、情報の共有と活用を進めます。また、住民に対する迅速かつ的確な情報提供にも努めます。
- ・保健所の広域的・専門的・技術的機能を強化するとともに、市町に対し、総合的・広域的な視点で助言・支援を行います。
- ・地域における保健・医療・福祉の連携を促進するため、保健所の企画調整機能を強化するとともに、介護及び福祉等の施策との調整についても積極的な役割を果たせるよう努めます。

- ・保健・医療・福祉の各種サービスに関する積極的な情報提供を行います。また、関係機関による情報の共有やネットワーク化を促進します。
- ・平常時から法令に基づく監視業務等を通じて健康危機の発生の防止や市町、地域の医療機関、薬局、消防機関等救急医療に係る関係機関との調整による医療提供の確保に努めるほか、保健衛生部門、警察等の関係機関やボランティアを含む関係団体等と連携し、健康危機管理体制の整備・強化を図ります。
- ・大規模災害時に十分な保健活動を実施できない状況を想定し、国や他の地方公共団体等とも連携して、大規模災害時の情報収集、医療機関との連携を含む保健医療活動の全体調整、保健活動への支援及び人材の受入れ等に関する体制の構築に努めます。また、災害時におけるマネジメント業務を実施する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等、災害対応の応援派遣の受入れが円滑に機能するよう、受入れに係る体制整備を平時から推進するとともに、人材育成、関係職員の資質向上を図ります。
- ・専門技術職員の計画的配置に努めるとともに、市町も含む地域保健担当職員の資質向上を図るため、体系的・総合的な研修を実施します。

3 地方衛生研究所

(1) 現状と課題

- ・令和4年12月、地域保健法等が改正され、地方公共団体は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって専門的な知識及び技術を必要とするもの等の業務を行うため、必要な体制の整備等の措置を講ずるものとされました。
- ・県内では、県立衛生環境研究所と松山市衛生検査センターの計2施設が運営されています。
- ・衛生環境研究所は、調査研究や試験検査、研修指導、公衆衛生情報等の収集・解析・提供の業務を通じ、本県における衛生行政及び環境行政の科学的・技術的な中核機関の役割を担っています。
- ・水道水・食品・医薬品等の安全性に関する試験、感染症発生動向調査、感染症の情報の提供等、公衆衛生において必要な試験・研究を行うとともに、保健所や市町等の技術職員に対する研修指導を実施しています。
- ・試験検査の方法や結果について、国際的な基準等に準じて、自ら信頼性を保証する体制の充実強化を図る必要があります。
- ・新興・再興感染症の出現、薬剤耐性菌の増加、食中毒等の広域発生や食品中のアレルギー物質による健康危害の増加等、生活環境の変化に伴う新しい問題が発生しており、高度化・多様化する試験検査需要に的確に対応できるよう体制整備を推進する必要があります。
- ・県民の生命や健康に極めて大きな影響を与える健康危機が発生した際に、適切な治療方法の選択や被害の拡大防止を図るための未知原因物質の分析・特定を迅速かつ正確に実施できるよう、適正な人員配置及び科学技術の進歩にあわせた設備機器の計画的な更新・整備を図る必要があります。
- ・地域における公衆衛生の問題や事象（感染症、化学物質汚染等）・事件（サリン、コレラ、O157等）に対し、疫学的知見等の充実を図るとともに、国内外の健康被害、地域特性のある疾病の情報収集に努め、インターネット等を活用した情報提供機能の強化を図る必要があります。

- ・国の研究機関、他の地方衛生研究所、大学等との共同研究、研究資源の有効活用等に積極的に取り組むなど、変化の激しい時代において緊急時に適切な対応ができるよう、常にレベルアップに努めることが重要です。

(2) 対策

- ・新型インフルエンザ等感染症の発生、薬剤耐性菌や広域化する食中毒の発生等に備えるため、サーベイランス機能の強化や迅速な検査体制の確立と検査精度の向上に努めます。
- ・放射性物質やアレルギー物質を含む食品、遺伝子組み換え食品の分析、病原微生物の分離・同定等を行うため、計画的な機器整備を進め、試験検査機能の充実強化を図ります。
- ・試験検査の精度管理に努めるとともに、検査マニュアルの整備や迅速分析手法の開発等の調査研究を実施し、信頼性を確保するための体制の充実強化を図ります。
- ・病原体や毒劇物等についての迅速な検査及び疫学調査の機能の強化を図るため、調査研究の充実や保健所、県内医療機関、他の地方衛生研究所、大学、国立試験研究機関との連携強化と機能分担を推進します。
- ・保健所や市町の地域保健関係者に対する研修、民間企業等に対する教育・指導機能の強化を図ります。
- ・感染症、医薬品、食品保健等に関する専門的、技術的情報の収集を行い、県民や関係機関に対し必要な情報を迅速・適切に提供するため、広報体制の確立を図ります。
- ・健康危機対応については、国立感染症研究所・中四国厚生局等の国関係機関及び中国・四国9県等関係機関との広域的な連携を図るとともに、他県との共同研究を実施します。

4 心と体の健康センター

(1) 現状と課題

- ・心と体の健康センター（以下、この節において「センター」という。）は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に定める精神保健福祉センターとして、精神保健福祉活動の推進に関する中核的役割を担っています。
- ・センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障がいの予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっています。これらの目標を達成するため、センターでは保健所及び市町が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行っており、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関（以下、この節において「関係機関」という。）と緊密に連携を図っています。
- ・社会生活環境の複雑化に伴い、センターに寄せられる相談も年々増加しており、相談内容も、思春期や依存症関連、ひきこもり、発達障がい、自殺問題、事故・災害等の被害者の心のケア対策等、多岐にわたっています。
- ・センターでは、法律により定められた精神保健福祉関係事業のほか、地域自殺対策推進センター、ひきこもり相談室の機能を有しています。

(2) 対策

- ・心の健康づくりの中核施設として、子どもから高齢者までの各年代の心の健康づくりを推進

- するため、心の問題に関する調査研究や関係機関に対する指導・技術援助に加え、保健所、学校、市町等関係機関と連携して、心の健康に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。
- ・精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談・指導のうち、複雑又は困難なものを行うため、精神科医や心理職、保健師等を配置し、処遇困難事例への適切な対応が出来る体制を確保します。また、専門相談窓口である「ひきこもり相談」、「心のダイヤル」等の運営を通じ、タイムリーで適切な助言や支援を提供します。
 - ・保健医療福祉関係者に対する研修を行い、資質の向上に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、地域精神保健福祉対策の促進を図ります。
 - ・各種の民間支援団体や自助グループ、家族会の育成に努めます。
 - ・総合保健福祉センター内にある福祉総合支援センターとの連携を図り、子ども、女性、障がい者等、県民からのさまざまな相談に対し、ワンストップで総合的、効率的に相談支援を行う体制の整備を推進します。

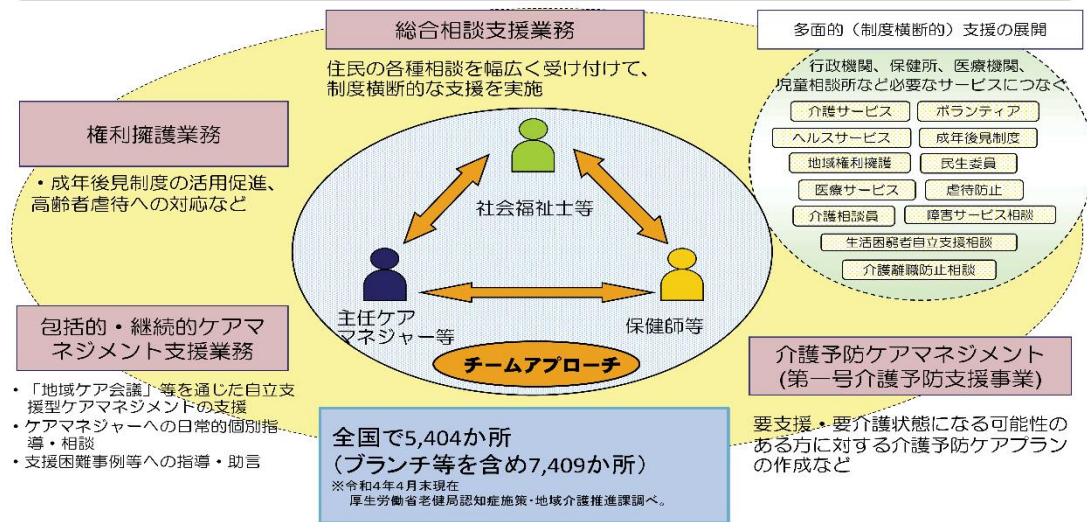
5 地域包括支援センター

(1) 現状と課題

- ・地域包括支援センター（以下、この節において「センター」という。）は、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護サービスをはじめ、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等のさまざまなサービスが、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、継続して提供されるよう、県内全市町に設置されています。
- ・センターは、地域包括ケアシステムを支える地域の中核機関として、①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止等権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の4つの機能を担うとともに、これに加え、指定介護予防支援事業所として、予防給付のケアマネジメントを実施することとしています。
- ・センターの業務全般を効果的かつ円滑に実施するため、必要な財源や人材の確保等に努め、地域の実情に応じた適切な運営の体制整備を図るとともに、センターの運営協議会等関係機関等との密接な連携に努めることが必要です。

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）



(2) 対策

- センターが地域包括ケアシステムを支える中核機関として、総合相談支援等の包括的支援事業や介護予防支援業務を円滑かつ適切に実施していくため、センターの機能充実、強化を支援するとともに、研修等の実施による職員の資質の向上を図ります。
- センターについて、地域の高齢者やその家族が生活を送るうえで、何か困ったことがあった場合の最初の「総合相談窓口」としての位置付けを明確にするるとともに、その役割を担うための機能強化を図る取組みを支援します。
- 地域における人材の集約、情報の共有等を通じた効果的な地域包括ケアの推進を図る観点から、サービス事業者、関係団体、民生委員、一般県民等から構成される地域包括支援ネットワークの構築に向けた市町等の取組みを支援します。